

## 滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 滝川市産業活性化協議会は、滝川市内の産業の振興及び活性化を図ることを目的として、滝川市内において新たに創業する者並びに新分野展開及び業態転換にチャレンジし、意欲的に経営力強化に取り組む事業者に対して、予算の定めるところにより、滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによるものとする。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 滝川市内において創業する個人若しくは法人又は事業を営む個人事業主若しくは法人
- (2) 滝川商工会議所又は江部乙商工会から事業計画の確認を受けた者
- (3) 滝川商工会議所若しくは江部乙商工会の会員である者又は第10条から第13条までの規定による申請を行う日の属する年度に会員となる者
- (4) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (5) 滝川市税の滞納がない者
- (6) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、滝川市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年滝川市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者に該当又は関与していない者
- (7) 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成11年滝川市告示第43号）第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されていない者
- (8) 第10条から第13条までの規定による申請を行う日の属する年度に補助金の交付の決定を受けていない者

### (補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業であって、当該事業を実施する年度の2月末日までに完了するものとする。

- (1) 創業に関わる事業
- (2) 新分野展開に関わる事業
- (3) 業態転換に関わる事業

### (創業に関わる事業の該当要件)

第4条 創業に関わる交付対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 事業を営まない個人又は事業を営まない個人が設立する法人が新たに行う事業（新規就農に関する事業は除く。）であって、当該新たに行う事業の業種が別表第1に定める業種に該当しないこと。
- (2) 市内で営む事業であること。
- (3) 国、道又は滝川市等から補助金等の交付を受けていない事業であること。
- (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業ではないこと。

### (新分野展開に関わる事業の該当要件)

第5条 新分野展開に関わる交付対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 交付対象者が新たに行う事業が、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する大分類、中分類又は小分類において、交付対象者が現に営む事業の分類と異なる分類の事業であって、当該新たに行う事業の業種が別表第1に定める業種に該当しないこと。
- (2) 国、道又は滝川市等から補助金等の交付を受けていない事業であること。
- (3) 新たに提供する商品、サービス等が、過去に同様の商品、サービス等を提供した実績がない事業であること。
- (4) 市内において第10条から第13条までの規定による申請を行う日から起算して過去1年間以上の事業を行った実績があること。

（業態転換に関わる事業の該当要件）

第6条 業態転換に関わる交付対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 交付対象者が現に行う事業における商品、サービス等の提供を、新たな方法により提供する事業であって、当該現に行う事業の業種が別表第1に定める業種に該当しないこと。
- (2) 国、道又は滝川市等から補助金等の交付を受けていない事業であること。
- (3) 新たに商品、サービス等の提供を行う方法が、過去に同様の方法により行った実績がない事業であること。
- (4) 市内において第10条から第13条までの規定による申請を行う日から起算して過去1年間以上の事業を行った実績があること。

（補助金の交付対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれにも該当する経費とする。

- (1) 別表第2に定める経費であって、別表第3に定める補助対象外経費に該当しないもの
- (2) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定することができる経費
- (3) 領収書等によって支払金額、支払日等が確認することができる経費

（補助金の交付）

第8条 会長は、第1条に規定する目的を達成するため、交付対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

（補助金の額）

第9条 補助金の額は、別表第4に定めるところによる。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（個人の創業に関わる事業の交付申請）

第10条 補助金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）が創業に関わる事業を行う個人の場合は、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 誓約書兼同意書（別記第3号様式）
- (4) 滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金に係る事業計画確認書（別記第4号様式）
- (5) 申請者の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票
- (6) 滝川市内において事業を営むことを証する書類（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に基づく個人事業の開業・廃業等届出書、行政機関等が許可する営業許可書、事業所の賃貸借契約書その他申請者が市内において事業を営むことを証するものとして会長が認める書類をいう。）
- (7) 滝川市税における未納が無いことの証明書

- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類  
(法人の創業に関わる事業の交付申請)

第11条 申請者が創業に関わる事業を行う法人の場合は、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 誓約書兼同意書
- (4) 滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金に係る事業計画確認書
- (5) 商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第30条第1項第2号に規定する履歴事項証明書(全部の証明に限る。)
- (6) 滝川市内において事業を営むことを証する書類(行政機関等が許可する営業許可書、事業所の賃貸借契約書その他申請者が市内において事業を営むことを証するものとして会長が認める書類をいう。)ただし、前号の履歴事項証明書に記載されている本店又は支店の所在地が、滝川市の保有する市内の事業所情報における所在地と同一であるときは、当該書類の提出を省略することができるものとする。
- (7) 滝川市税における未納が無いことの証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類  
(個人事業者の新分野展開又は業態転換に関わる事業の交付申請)

第12条 申請者が新分野展開又は業態転換に関わる事業を営む個人事業者の場合は、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 誓約書兼同意書
- (4) 滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金に係る事業計画確認書
- (5) 申請者の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票
- (6) 市内において事業を営むことを証する書類(所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に基づく個人事業の開業・廃業等届出書、行政機関等が認可する営業許可書、事業所の賃貸借契約書その他申請者が市内において事業を営むことを証するものとして会長が認める書類をいう。)
- (7) 滝川市税における未納が無いことの証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類  
(法人の新分野展開又は業態転換に関わる事業の交付申請)

第13条 申請者が新分野展開又は業態転換に関わる事業を営む法人の場合は、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 誓約書兼同意書
- (4) 滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金に係る事業計画確認書
- (5) 商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第30条第1項第2号に定める履歴事項証明書(全部の証明に限る。)
- (6) 滝川市内において事業を営むことを証する書類(行政機関等が許可する営業許可書、事業所の賃貸借契約書その他申請者が市内において事業を営むことを証するものとして会長が認める書

類をいう。)ただし、前号の履歴事項証明書に記載されている本店又は支店の所在地が、滝川市の保有する市内の事業所情報における所在地と同一であるときは、当該書類の提出を省略することができるものとする。

(7) 滝川市税における未納が無いことの証明書

(8) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付申請の期間等)

第14条 申請者は、会長が別に定める期間において、当該申請に係る交付対象事業の着手前に第10条から第13条までの規定による申請を行わなければならない。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第15条 会長は、第10条から第13条までの規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金交付決定通知書(別記第5号様式)又は滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金不交付決定通知書(別記第6号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更及び中止)

第16条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金補助事業変更等承認申請書(別記第7号様式)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認すべきと認めるときはこれを承認し、その旨を滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金交付決定変更等通知書(別記第8号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した日から30日以内に次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金実績報告書(別記第9号様式)

(2) 事業実績書(別記第10号様式)

(3) 補助対象経費に係る領収書等の支払金額、支払日等を確認することができる書類の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(検査及び報告等)

第18条 会長は、補助金の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、必要な報告若しくは関係書類の提出を求め、又は会長の指定した者に帳簿等を検査させることができる。

(補助金の額の確定)

第19条 会長は、第17条の規定による報告があったときは、必要な検査を行い、当該補助事業の執行及び成果が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金額確定通知書(別記第11号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第20条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、滝川

市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金交付請求書（別記第12号様式）を会長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消及び返還）

第21条 補助事業者が次のいずれかに該当するときは、会長は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を目的外に使用したとき。
- （3） この要綱若しくは補助金の交付の条件に違反したとき。

（帳簿等の整備）

第22条 補助事業者は、補助事業の施行に関する証拠書類、帳簿等を整備し、これを事業を完了した年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（成果の公表）

第23条 会長は、この要綱により補助金を交付した事業について、補助事業名、事業概要及び補助金の額を公表することができるものとする。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

（創業に関わる事業に係る経過措置）

別表第1（第4条、第5条及び第6条関係）

業種分類	具体的な業種事例
J 金融業、保険業	保険媒介代理業及び保険サービス業を除く全業種
L 学術研究、専門・技術サービス業	
専門サービス業	主に個人の身元、身上、素行、思想調査等を行う興信所、探偵業など
M 宿泊業、飲食サービス業	
宿泊業	風俗関連営業（ファッションホテル）など
飲食店	食事の提供を主目的としないスナック、キャバレー、ナイトクラブ、待合など
N 生活関連サービス業、娯楽業	
洗濯・理容・美容・浴場業	風俗関連営業（ソープランド）など
その他の生活関連サービス業、娯楽業	易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）、商品券売買業、風俗関連営業、パチンコホール、ビンゴゲーム場・射的場・スロットマシン場（射幸心をそそるもの）、芸妓場、ストリップ劇場、のぞき部屋、個室マッサージ、置屋、競輪・競馬の競走場、競輪・競馬の競技団体、競

		輪・競馬の予想業、場外馬券売場、場外車券売場、ゴルフ会員権販売業など
O	教育、学習支援業	学校法人など
Q	複合サービス業	郵便局など
R	サービス業	
	職業紹介・労働者派遣業	芸妓周旋業など
	その他の事業サービス業	集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものを除く）など
	政治・経済・文化団体	政治団体など
	宗教	全業種
S	公務	全業種

別表第2（第7条関係）

項目	内容
店舗等改装費	・新たな事業に必要な店舗・事業所等の外装工事・内装工事費用（住居兼店舗・事務所については、店舗事務所占有一部分に係るもののみとし、間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。）
店舗等借入費 （創業に関わる事業のみ対象）	・店舗・事務所・駐車場等を借りて事業を行う場合の家賃（ただし、補助期間内の経費に限る。）
設備費	・機械、装置、什器、備品等の購入費用、リース費用（ただし、リース費用については、補助期間内の経費に限る。） ※備品とは、性質・形状を変えることなく、おおむね2年以上の使用又は保存に耐えるもの。
広報費	・チラシ等印刷物の制作費、看板・POP・のぼり等の制作費、PRのための広告掲載費、Webサイト・PR動画制作費 ・ダイレクトメールの郵送料、メール便などの実費 ・広報や宣伝のために購入した見本品や展示品（飲食店店頭に表示される食品見本等、商品の概要・ニュアンス等を伝えることを目的とし、実際の製品同等の使用ができないことが原則。）本事業遂行のために必要なパンフレット、ポスター、チラシ、ホームページ等を作成するため、及び広報媒体等を活用するために要する経費
システム構築・登録利用費	・新たな事業に必要なECサイトの構築費、予約受付システムの搭載費用、オンラインシステム構築費
開発費	・新商品・新サービスなどの開発、その他事業の遂行に必要な取り組みのために行う設計、デザイン、製造、改良、加工、試作等に係る経費

別表第3（第7条関係）

補助対象外経費
補助事業の目的に合致しないもの
必要な経費支出関係の書類を用意できないもの
自社内部の取引及びそれと同等と認められる取引によるもの
汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できないもの（車両、パソコン、カメラ、テレビなど）
販売や有償レンタルを目的とした製品・商品等の生産・調達に係る経費
オークションによる購入（インターネットオークションを含む）
事務所等に係る保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
電話代、インターネット利用料金等の通信料
名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代（例えば、名刺のほか、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、USBメモリー・SDカード、電池、段ボール、梱包材の購入などが補助対象外）
雑誌購読料、新聞代、団体等の会費、フランチャイズ料
茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
不動産の購入・取得費、修理代（ただし、設備処分費に該当するものを除く）、車検費用
税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
公租公課
各種保証・保険料・保守料
借入金などの支払利息及び遅延損害金
免許・特許等の取得・登録費
講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等
商品券・金券の購入費、仮想通貨・クーポン（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付商品券を含む）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
役員報酬、直接人件費
各種キャンセルに係る取引手数料等
補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

別表第4（第9条関係）

交付対象事業	補助率	上限
創業に関わる事業	補助対象経費の2分の1以内	上限50万円
新分野展開又は業態転換に関わる事業	補助対象経費の2分の1以内	上限30万円